



2025年1月29日

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社
代 表 者 代表取締役社長 塩田 徹
(コード番号 3140 グロース)
問 合 せ 先 常務執行役員経営情報統括部長 松原 元成
(電話番号 03-6631-0000)

中国における商標権侵害訴訟の勝訴判決（第一審）に関するお知らせ

当社が、広東順徳臻信电器科技有限公司（以下「臻信社」といいます）及びその親会社である広東善思科技有限公司（以下「善思社」といいます）を相手として提起した、中華人民共和国（以下「中国」といいます）における商標権侵害訴訟について、杭州市中級人民法院（中国 杭州市）より、第一審の判決（当社勝訴）が出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

杭州市中級人民法院（中国 杭州市）2024年12月31日

2. 訴訟の経緯

当社の中国における元販売代理店であった臻信社が、当社に無断で当社の「BRUNO」ブランドの商標を付した商品を中国において製造及び販売していた行為に対して、当社が保有する登録商標「BRUNO」（中国商標登録番号 G1141326 号等。以下「本件商標」といいます）の商標権を侵害するものとして、2023年9月20日に、臻信社及び善思社（以下、併せて「被告ら」といいます）に対して、商標権侵害行為及び不正競争行為の停止並びに損害賠償を求める商標権侵害訴訟を杭州市中級人民法院に提起いたしました。

これに対して、後記3記載のとおり判決（以下「本判決」といいます）が出されました。

3. 判決の内容（要旨）

- 被告らは、本件商標の侵害行為を直ちに停止すること。
- 被告らは、本件に関わる不正競争行為を直ちに停止すること。
- 被告らは、原告（当社）に対して、損害賠償金として900万人民币元（約190百万円）を支払うこと。
- 被告（臻信社）は、原告（当社）への影響を排除するため、本件に関する声明文を自社のウェブサイトに掲載すること。

4. 今後の見通し

被告らは本判決に対して2025年1月16日に上訴しておりますが、今後も引き続き本件商標に係る商標権を保護するため、毅然と対応してまいります。

また、当社は、今後も当社の知的財産権を侵害する行為に対しては厳正かつ適切に対処し、ブランド価値の維持及び向上を図ってまいります。本判決による当社業績への影響を含め、本件について今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示してまいります。

以上